

さいたま市告示第738号

第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和8年4月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外

(3) 業務概要

第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務 要求水準書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和10年7月31日まで

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書を提出しようとする者は、次の要件を満たしていなければならない。

(1) 令和3年度から令和7年度の間、国、都道府県、市区町村、独立行政法人又は公営企業の計画策定の実施にあたり、別紙「第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務 要求水準書」と同種業務委託の履行実績を有している者

(2) 「一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会」の会員で、「廃棄物関連業務」の実施可能分野で、「2. 一般廃棄物処理基本計画、循環型社会形成推進地域計画等関連業務」において業務実績を有している者。

(3) この告示をした日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、営業品目に「計画策定業務」の記載がされている者。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(5) 本プロポーザルの周知（通知）日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 応募書類等の交付

企画提案書を提出しようとする者に対し、応募書類等を無償で交付する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市環境局資源循環推進部資源循環政策課
電話 048（829）1338

(2) 交付期間

令和8年4月22日(水)から令和8年5月26日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 交付資料

- ア 第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務 要求水準書
- イ 第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務 企画提案実施要領
- ウ 第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務 企画提案様式

(4) その他

交付資料については、さいたま市ホームページからダウンロードできる。

URL : <https://cms.city.saitama.lg.jp/temp/s0015040/2/p129651.html>

(以下、ホームページとはこのURLを指す。)

4 説明会

- (1) 本件に関する説明会は開催しない。
- (2) 本件の内容に関する質問がある場合は、「6 質問及び回答」のとおり質問することができる。

5 参加意思の表明

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書(様式1)

(2) 提出期間

令和8年4月22日(水)から令和8年5月13日(水)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出先

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参または郵送

6 質問及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。

(1) 提出書類

質問書(様式2)

(2) 提出期間

令和8年4月22日(水)から令和8年5月8日(金)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出方法

電子メール(アドレス: shigen-junkan@city.saitama.lg.jp)にて受付。なお、電子メール以外の方法による質問には応じない。

(4) 質問に対する回答

令和8年5月11日(月)までにホームページに掲載する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務 企画提案実施要領に定める。

(2) 提出期間

令和8年4月22日（水）から令和8年5月26日（火）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出部数等

書面3部及びPDF形式の電子データを格納したDVD-R

(4) 提出先

3(1)に同じ

(5) 提出方法

持参または郵送

8 企画提案会の実施

企画提案書を補完するため、企画提案会（プレゼンテーション）を実施する。

(1) 実施日時、場所

詳細は、5(1)による参加意思表明書を提出した者に対し、郵送により別途通知する。

(2) 実施方法

7(1)により提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。

ア 出席者は4名以内とする。

イ 説明資料は企画提案書のみとし、追加資料の持込は禁止とする。なお、説明者用のパソコン等の持込は可とする。

9 審査・選定

(1) 企画提案については、企画審査委員会が第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務 企画提案実施要領に定める審査基準に基づき審査を実施し、総合的な評価により企画提案の順位を決定する。なお、審査の段階で本市の要求水準を満たさないものであると判断した場合は、順位付けの対象としない。

(2) (1)に記載する企画提案の評価結果により、最も順位が高かったものを第一契約候補者として選定する。なお、すべての企画提案が本市の要求水準を満たさないものであると判断した場合は、第一契約候補者を選定しない場合がある。

(3) 評価の結果は、他の企画提案者の名称、得点も含めて「8 企画提案会の実施」による企画提案会に参加したすべての者に通知する。

10 辞退届

5(1)による参加意思表明書の提出後、本件への参加を辞退する場合は、速やかに下記書類を提出すること。

(1) 提出書類

辞退届（様式3）

(2) 提出先

3(1)に同じ

(3) 提出方法

持参または郵送（事前に電話連絡を行うこと。）

1 1 その他

- (1) 本件の手続きに係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案の内容が、業務委託の内容としてそのまま実施されるとは限らない。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 審査の公平性を害する行為があった場合
 - ウ 「8 企画提案会の実施」による企画提案会に参加しなかった場合
 - エ 見積金額がさいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等業務委託 企画提案実施要領で示す委託金額の上限の額を超えている場合
- (4) 詳細は、第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務委託 要求水準書及び第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務 企画提案実施要領による。
- (5) 本契約は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）を適用する契約である。

1 2 連絡先

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市環境局資源循環推進部資源循環政策課
電 話 048(829)1338
FAX 048(829)1991
E-mail shigen-junkan@city.saitama.lg.jp